

議第19号

静岡地方税滞納整理機構規約の変更について

地方自治法第291条の3第3項の規定により、静岡地方税滞納整理機構規約を別紙のとおり変更する。

令和5年2月14日提出

三島市長 豊岡 武士

静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約案

静岡地方税滞納整理機構規約（平成20年1月10日総行市第1号）の一部を次のように変更する。

第6条中「静岡市」を「藤枝市」に改める。

附 則

この規約は、令和5年10月1日から施行する。